

1. 障害者関係予算の増額努力を (資料 2 p ~ 4 p)

日本の障害者関係費の公費支出は、単純に外国と比較はできませんが、少ないことは明らかです。障害者団体の「政党アンケート」結果の民主党回答を信頼して多くの障害者団体が政権交代を支持し、その後の「障害者制度改革」に期待しましたが実行はされませんでした。

新潟市に民主党政権がなしえなかった、特に就労と教育施策の充実を要望します。

2. 障害者の「福祉的就労」施策の改善及び強化を (資料 5 p ~ 7 p)

日本欧米の就労政策の違いは、外国は一般就労と福祉の間に中間的な就労が制度化されていることだと思います。欧米にも就職前の職業訓練はありますが、日本が企業の希望に合うよう訓練されますが、外国は障害者のできることが評価されて採用され、訓練は就職してからでも間に合うという思想です。従って日本は「プレジョブ」と「ジョブコーチ」制度が極端に弱いようです。

当面新潟市でも「障害者優先調達推進法」の応用と「障害者多数雇用事業者優遇制度」拡充することで障害者の就労改善されそうに思われます。

3. 障害児にインクルーシブ教育の推進を (資料 8 p ~ 10 p)

障害者制度で欧米と思想に大差はないものの、政策の最も違っている分野が「障害児教育」だと思います。日本でも先進的な都市は「インクルーシブ教育」につながるような施策をとっています。新潟市もこうした自治体で実施している制度の研究と採用を要望します。

障害児の二重学籍や、希望者には東京都などで実施している福籍制度はインクルーシブ教育に近づける考え方だと思います。また福祉的就労も外国では「保護雇用」などとして定着しており、日本でもいくつかの自治体で研究と試行していくので、本市も検討を期待しています。

4. 「自殺防止対策協議会」の設置を (資料 11 p ~ 12 p)

県と共同で半減を目指して予算を集中活用できる「自殺防止対策協議会」の設置が必要です。ある障害者相談所の「ピアカウンセラー」の講演を聞く機会がありました。講師は「相談者の意見を良く聞いて自分で解決策を見つけるよう誘導する」でした。この方法は一般的な手法ですが、障害者相談員はこれでは不足で、相談員は制度を熟知して相談者に解決の糸口を示す高度な能力が必要です。

自殺防止対策協議会では、①他都市における対策実践事例の研究と実践、②社会に「自殺防止ムード」創り、③「自殺防止キャンペーン」の実施、④相談員の質的向上、を図ります。

また新潟市には各種の相談事業所があり、相談数や相談内容の報告書を見る但是在ります、「相談者が満足したか」と「相談が解決したか」の分析結果を総括する必要があります。

5. 「福祉のまちづくり条例」制定と「まちづくり総合計画」などの改訂を (資料 13 p ~ 18 p)

条例は、①自治体の責務、②市民の責務、③推進体制が欠かせません。しかし「県福祉のまちづくり条例」には推進体制が無いために効果が低いので、新潟市は独自に制定してほしいと思います。そして全国約 100 の自治体で制定している「子ども条例」の制定も必要だと思います。

また「街づくり総合計画」は平成 9 年に「交通バリアフリー基本構想」は平成 15 年に策定し、大合併を経て平成 19 年 4 月に政令市になっており、両計画は旧市が対象で新市域が入っていないので改訂する必要があります。そして現計画は国交省が主導の「重点エリア方式」をとっているが、こうした思考法ではいつまでたってもバリアフリー社会は実現しない。始点を繁華街や駅からではなくて住宅街からの視点に変える必要がある。例えば住居からショッピング店など日常行動範囲が重要です。

6. 「市民創意工夫コンクール」開催の提案

市民の中には、子育て介護などの福祉と普通・特別支援教育及び老人又は障害者リハビリのほか、省エネ・リサイクル、などの広い分野で創意工夫が行われていると思われます。こうした事例を発掘し普及することを目的に公募により収集し事例を紹介するコンクールの開催を提案します。分野別に一定数を市が表彰し賞金又は商品を授与します。

表1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較

(%)

	老齢年金	障害年金	業務災害補償	傷病手当金	高齢者/障害者現物	遺族	家族現金
日本	8.20	0.43	0.27	0.08	0.42	1.46	0.28
アメリカ	6.35	1.06	0.37	0.28	0.06	1.09	0.28
イギリス	13.17	3.43	0.06	0.86	1.05	1.32	2.24
ドイツ	14.98	1.51	0.45	1.93	1.01	0.66	2.75
フランス	14.85	1.30	0.34	0.98	0.91	2.43	2.15
スウェーデン	13.14	2.94	0.44	2.54	5.57	1.03	2.28

	家族現物	積極的労働政策	失業	保健医療	住宅	その他	合計
日本	0.35	0.34	0.68	7.65	—	0.21	20.36
アメリカ	0.35	0.22	0.31	7.39	—	0.69	18.44
イギリス	0.64	0.40	0.42	7.30	2.09	0.27	32.24
ドイツ	1.08	1.70	1.77	10.51	0.25	0.82	39.43
フランス	1.75	1.79	2.49	10.06	1.27	0.55	40.86
スウェーデン	2.63	2.74	2.70	9.30	1.13	1.37	47.83

出典：OECD Social Expenditure Database 2002, より

社会福祉研究 第96号

表2 OECD諸国の公的 sociale 支出(2003年、対GDP比(%))

	合計	障害	高齢者	家族	医療
スウェーデン	31.3	6.0	10.1	3.5	7.1
オランダ	20.7	3.9	5.4	1.6	5.8
オーストラリア	17.9	2.5	3.9	3.3	6.2
英國	20.6	2.5	5.9	2.9	6.7
スペイン	20.3	2.4	7.9	1.0	5.2
ドイツ	27.3	2.0	11.3	1.9	8.0
イタリア	24.2	1.8	11.4	1.2	6.2
フランス	28.7	1.7	10.5	3.0	7.6
アメリカ	16.2	1.3	5.5	0.7	6.7
カナダ	17.3	1.0	4.0	1.1	6.8
日本	17.7	0.7	8.0	0.7	6.1
韓国	5.7	0.5	1.2	0.1	2.9
メキシコ	6.8	0.1	1.0	1.0	2.8
OECD平均	20.7	2.5	6.9	2.1	5.9

OECD (2007), Social Expenditure Database (SOCX 2007), 1980-2003

(http://www.oecd.org/document/9/0,3343,en_2649_34637_38141385_1_1_1,00.)

注)主要国のみ取り出して「障害」で並び替えた。

「障害」(障害関連給付、Incapacity-related Benefits)には、在宅・施設の福祉サービス、リハビリテーションサービス、障害年金、労災給付、傷病手当など、障害に関連する現金・現物給付が含まれる。ただし「医療」に含まれるものは除く。「合計」欄には「失業」「雇用」「住宅」などその他を含めている。

「福祉政策理論の検証と展望」日本社会福祉学会 中央法規 2008.10

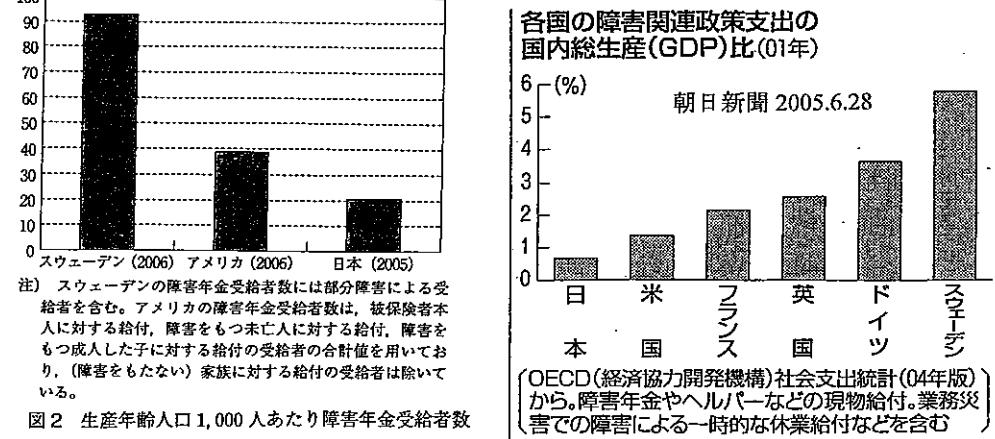
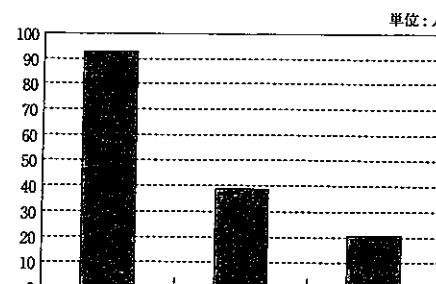
表3 障害年金支給額の国際比較

	スウェーデン(2006)	アメリカ(2006)	日本(2005)
平均年金額	所得比例給付 127,375円 最低保証額 94,462~107,956円	社会保障障害保険 121,235円	障害厚生年金 (1級・基礎込み) 162,615円 (2級・基礎込み) 125,189円 (3級) 56,051円 障害基礎年金 (1級) 83,251円 (2級) 67,500円
所得代替率	所得比例給付 約50.1% 最低保証額 約37.1%~42.5%	社会保障障害保険 約39.4%	障害厚生年金 (1級・基礎込み) 約47.8% (2級・基礎込み) 約36.8% (3級) 約16.5% 障害基礎年金 (1級) 約24.5% (2級) 約19.8%

注) スウェーデンの平均年金額は完全障害の場合の数値である。スウェーデンでは、所得比例給付が受給できない、あるいは、給付額が最低保証額(年齢によって異なる)に満たない場合は、最低保証給付が支給される。アメリカの平均年金額は被保険者本人給付の数値である。

資料) 平均年金額は、スウェーデン社会保障庁 <http://statistik.forsakringskassan.se/>, Social Security Administration, Annual Statistical Report on the Social Security Disability Insurance Program 2006 の Table 3, 社会保障庁「事業年報」のデータを利用した。スウェーデンとアメリカの平均年金額はOECDの基準する購買力平価で円換算している。所得代替率は、手取り賃金に対する平均年金額の比率とした。手取り賃金はOECDの推計したグロス賃金から単身者子無しの場合の所得税および社会保障本人拠出を除いた額(アメリカとスウェーデン:OECD, Taxing Wages 2006-2007 p. 96, 日本:OECD, Taxing Wages 2005-2006 p. 74)を用いた。

季刊「社会保障研究」2008.No.2(9月) 国立社会保障・人口問題研究所



（注）OECD(経済協力開発機構)社会支出統計(04年版)から。障害年金やヘルパーなどの現物給付、業務災害での障害による一時的な休業給付などを含む。

人権を侵害されている精神障害者の現実

精神病院の日本の異常性

図1 人口1000人当たりの精神科ベッド数

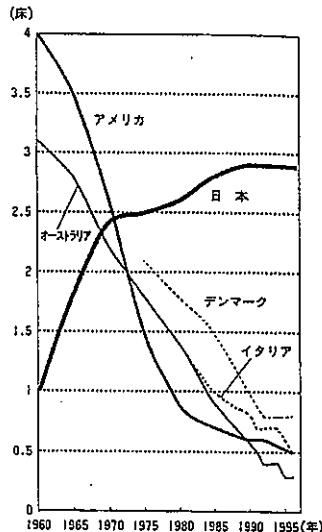


図2 精神病院の平均在院日数

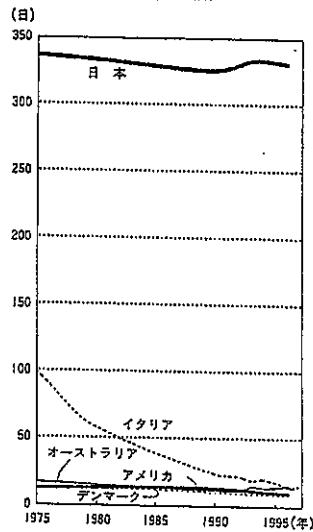
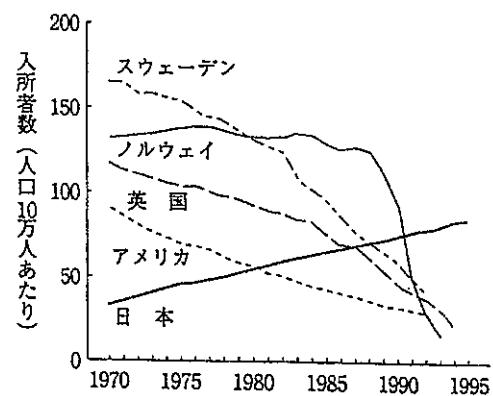


図5-3 知的障害者の入所率5か国比較(1970-1995年)



出所：平成11年度厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業「知的障害者の入所施設から地域への移行に関する研究」報告書抜刷「入所更生施設・入所授産施設地域意向実態調査の結果から」2000年4月、1頁。

精神病院は倒産するか

大熊由紀子（大阪大学院人間科学研究科教授）
「福祉の論点」京極高宣 小室豊允 著
中央法規 2001年

精神障害者は危険人物か

○刑法犯、検挙人の比率： 精神障害者 = 0.6% (一般人口に占める精神障害者比率の 1/3以下)

○重大犯罪の検挙人中に占める精神障害者の割合

- ・殺人 = 9.3% 放火 = 15.6% 一般者に比べて多い
その内、殺人の被害者は親族・知人が多く、第三者被害は13%
放火は自宅放火が70%

(自殺手段としての自宅放火や心中として家族を巻き込む犠牲が多い)

- ・第三者殺人の検挙人員の精神障害者の割合 = 0.54% (一般人口率より小)
・放火犯 の " = 2.1% (" 同じ)

○再犯率

- ・一般人の殺人の再犯率 = 28.0% 放火の再犯率 = 36.4%
- ・精神障害者の殺人の再犯率 = 6.8% 放火の再犯率 = 9.4%
- ・一般人の受刑者の再入所率 = 57.1%
- ・精神障害者の保護観察期間中の再犯率 = 39 %

○前科

- ・精神障害者で心神喪失又は心神毛耗弱と認められた者の内84.3%は前科はなく、重大犯罪の前科のある者は 6.6%
- ・起訴された一般人の前科は殺人で53.6%、放火で56.3%、強盗で62.1%

○刑法犯の不起訴率

- ・一般人 = 45%
・精神障害者 = 54%、特に殺人や放火などの重大犯罪 = 90%以上

責任能力の有無の判断からくる、不起訴率の調整という問題は、鑑定に携わる医師の訓練や鑑定を引き受ける機関の設置も含めて、より厳密で公平な鑑定と、それに基づく起訴・不起訴の振り分けの適正化を図ることで解決していく課題であり、精神障害者の危険度とは別の問題である。

「触法精神障害者をめぐる課題」池原毅和（東京アドボカシー法律事務所）
『社会福祉研究』第84号 財団法人鉄道弘済会 をもとに塙野が作成

「政党アンケート」 2 日本障害者協議会（JDC）（ホームページ 2009.8.更新）

1. 障害者関係予算について

日本の障害者関係の公的支出は OECD 諸国の中でも極めて低い水準（対 GDP 比で 30 カ国中下から 3 位、2003 年）にあります。昨年 10 月のアンケートでは全党から様々な回答をいただきました。今回のご見解をお聞かせください。

障害者関係公的支出の対 GDP 比を、

1. 早急に上位 10 位以内に引き上げるべきである。
2. 早急に中間グループまで高めるべきである。
3. ほぼ現状でよい。
4. 何ともいえない。

それぞれのご回答についての理由をお聞かせください

政党名・回答	理由
自由民主党 何ともいえない	障害者関係の公的支出については、制度や社会的背景の違いなどあり、単純に国際比較することは難しいと思います。が、厳しい財政状況の中であつても、今後とも、障害福祉サービスの基盤強化のため、必要な予算の確保に取り組みます。
公明党 早急に中間グループまで高めるべき	障害者自立支援法の理念にのっとり拡大が必用であると考えます。特別対策における 1200 億円の措置や緊急措置など、必用なサービスが提供されないような状況にならないよう必用な予算はしっかりと確保するとの姿勢で公明党は取り組ませていただきました。平成 21 年度予算においても皆さまのご支援を頂き、障がい福祉関係予算を総額約 1 兆円まで拡大することができ、今後の社会保障全体の財源確保とともに検討をしてまいります。
民主党 早急に 10 位以内をめざす	立ち遅れている社会的地域基盤の整備と経済的自立を促進し、障がい者福祉施策を推進するため、施策項目と達成期間等を定めた総合的な福祉計画と財政的な数値目標を策定し、障がい者福祉予算を拡充します。
日本共産党 早急に 10 位以内に	あらゆるムダにメスを入れ、財源を確保します。憲法違反の政党助成金（320 億円）をやめれば障害者自立支援法の福祉サービスの利用者負担（応益負担）を廃止できます。年間 5 兆円にのぼる軍事費、大企業への 7 兆円もの減税の見直しなどをすれば、社会保障、障害者福祉の財源は確保できます。主な収入が障害基礎年金という障害者はじめ、消費税増税は障害者の生活をさらに圧迫します。
社民党 早急に 10 位以内に	障害者関係公的支出は先進国にふさわしい水準まで引き上げるべきであり、10 位以内に引き上げるべきである。
国民新党 早急に 10 位以内に	小泉竹中構造改革路線によって財政赤字の解消に聖域無として障害者関係予算を徹底削減したことは明白である。その象徴としての障害者自立支援法を抜本的に見直し、応益負担主義を応能負担主義に切り替える等障害者の人権と生活権をしっかりと守っていくべきものと考えます。

2. 障害者権利条約の批准について

前回のアンケートでは各党から様々なご回答をいただきました。国内法見直し規模についての貴党のスタンスはいかがでしょうか。

1. 批准には大幅な国内法の見直しが必用である。
2. 比較的軽微な修正で批准できる。
3. 何ともいえない

それぞれのご回答について理由をお聞かせください

自由民主党 何ともいえない	政府では、これまで障害者の人権尊重や障害者に対する差別の防止に向け、所要の国内法制度の整備を進めてきている。これに対し、障害者権利条約においては「合理的配慮」、「障害者を包容する教育制度／労働環境」等の新たな概念が盛り込まれており、これらに対する対応が求められることになると考える。具体的にどの程度の対応が現行の制度に對して必用とされるかの判断には政府において関連法を個別具体的に精査することが必用であり、現時点では国内法見直しの「規模」については何ともいえないと思われる。
------------------	---

アンケートによる各国の概要一覧表

「福祉的就労分野における労働法適用に関する研究会報告書」(H21.11)

代表：法政大学現代福祉学部教授 松井 亮輔

		米国	オーストラリア	アイルランド	ニュージーランド
1	労働者としての労働法の適用の有無	労働者としてみなされ労働法が適用。	労働者としてみなされ労働法が適用。	賃金補助制度(WSS)の対象者は労働法が適用。	障害者雇用促進法(DPEP)が2007年11月に廃止されたことにより、現在は労働法適用。
2	労働法の適用範囲と特別な保護規定の有無 (最低賃金、労働時間、休日・休暇、安全衛生、災害補償、仕事の保障、労働組合、雇用条件等)	424,000人の労働者が最低賃金以下、その半数以上が時給2.5ドル以下で多くは小規模のワークショップ。すべての労働者は連邦法の適用を受ける。	現在最低賃金は適用されないが、新政権は適用を検討。週に8時間以上就労、残業は地域の職場取り決めが適用。休日、および有休は一般労働者と同じ。解雇規定は雇用主であるビジネス・サービスとの協定による。労働組合加入連邦障害者差別禁止法あり。	保護的職業サービス(SOS)の対象者は福祉サービス受給者とみなされ、労働法のうち安全衛生法のみ適用。差別禁止規定はSOS利用者にも適用。	最低賃金制度あり。労働省に最低賃金適用除外を申請できる能力(水準)が決められている。この制度は、ワークショップで就労している障害者だけでなく、すべての労働者が利用できる。
3	保護雇用関連制度 (1) 求職登録 (2) 一般労働市場への移行策 (3) 障害者作業施設の報酬 (4) 賃金補助制度 (5) 所得保障制度 (6) 障害者作業施設の費用 (7) 目下の課題	(1) 障害者は求職登録を求められない。 (2) 連邦法では移行に関する規制はない。援助付き雇用の発展により保護雇用からの転換が進む。個別サービス計画に保護雇用から一般雇用への移行が示される。 (3) 事業主が最賃以下の賃金を払うには、労働省に対し作業標準の設定が求められるたとえば、ある作業の標準が平均時給10ドルで、障害者の生産性が50%の場合は時給5ドル。 (4) 賃金補助制度はなし。 (5) 障害給付は社会保険庁の所管。社会保険受給には、医学的に障害認定されること、不就労か所得が実質的有効活動(SGA)以下、以前労働者として保険加入していたことが条件。 (6) サービスに対する利用者負担はなし。 (7) 連邦政府、および各州政府でも保護雇用廃止の傾向	(1) 障害者はセンターリングに求職登録する。 (2) 移行支援策は特にない。就職した障害者は2年間はビジネスサービスに戻れる。 (3) 2006年の障害者の平均賃金は週に411豪ドル(約27,000円)。 (4) ビジネスサービスで就労する障害者への賃金補助はない。一般雇用事業主には期限付きで賃金補助がある。 (5) 21歳以上の独身の障害者支援年金は2週間あたり、546.8豪ドル(約36,000円)プラス補足年金18.8豪ドル(約1,240円)。 (6) サービスに対する利用者負担はなし。 (7) ビジネスサービスに対する連邦政府の補助のあり方と賃金決定方法。	(1) 求職登録制度はない。 (2) リハビリテーション訓練3年間まで。支援雇用12カ月まで。職業訓練。その他職場改造等の補助制度。 (3) SOS利用者はサービスの受給者とみなされ、最賃は適用されない。利用者はサービス提供者から手当を支給。 (4) 賃金補助制度(WSS)あり。民間企業が障害者を最低週20時間雇用する場合に適用通常の水準の賃金が支払われる。WSS対象者には最賃法が適用補助期限はない。 (5) 障害年金を受給している場合でもWSSを申請できる (6) サービスに対する利用者負担はなし。 (7) SOSの実践綱領作成議論中だがまだ承認されていない	(1) 求職登録は必要ない。 (2) 一般雇用への移行奨励策は特にないが、ワークショップで働く障害者数は減少。 (3) DPEP廃止後も緩やかな移行のため、依然最賃以下の賃金しか払えないワークショップが多い。 (4) 一般企業の事業主に対する賃金補助はあるが、ワークショップは利用できない。最賃の20%を補助、2年間限定。官公庁での雇用には、1年目100%、2年目50%の特別補助制度あり。 (5) 障害給付は基礎給付と住宅加算、障害者加算が追加され、最賃の約75%。事故の場合は従前の80%を保障。 (6) サービスに対する利用者負担はなし。国からワークショップへの補助は利用者1名につき年間約162,000円と非常に低い。 (7) ワークショップ閉鎖に対する家族の不満。ワークショップが利用者を解雇可能か否か。

アンケートによる各国の概要一覧表

(2008年12月22日、松井亮輔氏発表)

		スウェーデン	オランダ	英国	ドイツ
1	労働者としての労働法の適用の有無	労働者としてみなされ労働法が適用。訓練期間中の障害者は非適用。	労働者としてみなされ労働法が適用。訓練期間中の者は労働者としてみなされず無給。	労働者としてみなされ雇用法適用。	労働者としてみなされず労働法非適用。
2	労働法の適用範囲と特別な保護規定の有無 (最低賃金、労働時間、休日・休暇、安全衛生、災害補償、仕事の保障、労働組合、雇用条件等)	労働法が完全適用。 最低賃金法はないが、労働協定に最低賃金が含まれる。	労働法が完全適用。 最低賃金以上を受給。平均最賃の1.25倍。 賃金は職種で決まる。労働時間は週36時間残業手当あり。有休24日。安全に関する法律適用。疾病時の賃金保障あり。労働組合加入。	最低賃金適用。 現在の最低賃金は22歳以上の労働者で時給5.73ポンド(約1,150円)。 障害者差別禁止法適用。	社会保険加入が義務、ただし保険料は国等が負担。 作業所利用者は代表を選び代表が労働条件について経営者と交渉。
3	保護雇用関連制度 (1) 求職登録 (2) 一般労働市場への移行策 (3) 障害者作業施設の報酬 (4) 賃金補助制度 (5) 所得保障制度 (6) 障害者作業施設の費用 (7) 目下の課題	(1) 求職者登録は一般労働市場への移行希望者のみ。 (2) サムハルの移行目標は年5%。 就職後1年間はサムハルに戻れる権利を保有。雇用主に賃金補助。 賃金は労使協定により決まる平均賃金は一般労働者の90%平均基本額約16,600クローネ(182,600円)プラス手当。 (5) 慢性疾患や障害により追加的支援が必要な場合は障害手当受給。労働能力の低下等により活動補償(障害年金)を受給。障害手当や活動補償を受給しつつ働くことができる。 (6) 保護雇用の費用は全額国家負担であり従事者の負担はない。	(1) 「労働・所得センター」(CWI)が求職申請を受理し、障害のレベルや措置ニーズを決める。労働能力が15%以下の場合はワークショップではなくデイケアの対象。2~5年後に再判定。 (2) 市やワークショップが移行に成功した場合、国から奨励金を支給。 (3) 賃金は職務種類と賃金表により決定。ワークショップでは平均最賃の1.25倍。 (4) 障害者の作業能力が低い場合、事業主は賃金補助を受給できる。 (5) 障害者がワークショップで働き始めると、障害給付は停止される。離職後は再給付される。保護雇用障害者1人あたりの賃金補助額は、年24,500ユーロ(約306万円) (6) サービスの利用料なし (7) ワークショップで働く障害者と長期失業者の賃金格差。ワークショップの必要性。	(1) 障害者はジョブ・センター・プラス(JCP)に求職登録する。JCPが就労支援事業者を紹介。 (2) 障害者と保護雇用事業者の話し合いで移行が決定。 (3) 事業者によって決定。同一職種は障害のない人と同一賃金。 (4) サービスの利用に対する負担はなし。 (5) DDAによって障害者の雇用の権利が守られている。保護雇用から一般雇用への移行が加速。新雇用・支援手当の導入。	(1) 国の労働機関に求職登録。 (2) 通常職場での実習経験移行率は1999年0.19%、2000年0.24%。 (3) 賃金は、県単位、ワークショップ単位で決定。(別資料より)2002年のワークショップの平均月額賃金は、159.81ユーロ(約2万円)。 (4) 労働能力ではなく、障害程度の判定により財政的支援が受けられる。 (5) 障害給付と賃金収入はリンクしている。 (6) サービスに対する利用者負担はなし。

[表1-7] 各国保護雇用(就労)制度の比較

	イギリス	ドイツ	フランス	フランス	オランダ	スウェーデン	デンマーク
制度	レンブロイ	障害者のための 作業所	適応企業(障害 者を最低8割雇 用)	適応企業(障害 者を最低8割雇 用)、ESAT(労働支援 機関サービス)	SW(社会雇用事業所)	サムハル	フレックス・ジョブ
対象者	身体または精神的 制約から相当のもの しくは長期に日常生活 に支障(201 年以降、就効能 力を行わず)	障害者のため一般 雇用が不可能な が何らかの生産 的効率が可能	通常の労働市場 での就効が可能 と認定された障 害者	一時的または永続 的に通常企業や適 応企業での就効が 不可能と判断され た障害者	就効能力15～25%の、 身体または知的障害、 既往既下の就効のみ可能	身体、知的、精神または 社会的制約で就効能力が 減退し通常の労働市場で 就効できない者	重度の機能障害または特 別な社会問題を抱える者 で、通常条件では労働市 場で就効できない者
認定機関	ジョブセンター、 プラスの障害者雇 用アドバイザーが 「ワークステップ」 参加 是非を判定	州および市の被 相担当部署	障害者福利自立 委員会(CDAPH)	障害者福利自立委 員会(CDAPH)	就効者保険運営・就効事 業機関	ジョブセンターの雇用コ ンサルタント	ジョブセンター
人 数	5.4千人+4.3千 人(インターー ク)(2006年)	約26万人	約3万人	約12万人	9.2万人	約3万人	約5万人 (2009年)
資金補填	政府支援は、1人 当たり1.9万ユ ーロ(2002年)	州や市より助成	障害者1名あたり 労働時間×法 定最低賃金× 0.8	国が最高補填分は 最低賃金の50%	政府支援は1人当たり 2.2万ユーロ(2002年)	政府支援は1人当たり 1.7万ユーロ(2002年)	最低賃金額の1/2または 2/3が自治体から使用者 に
国からの 支援	1.8億ユーロ (2006年)	賃金補填に加 え特別補助金		1.8億ユーロ(2006年)	4.7億ユーロ(2002年)	国から自治体へ65%補 填	
就労条件	労働法完全適用	労働者類似の者 用	労働法典完全適 用	労働法完全適用	労働法完全適用	労働法完全適用	

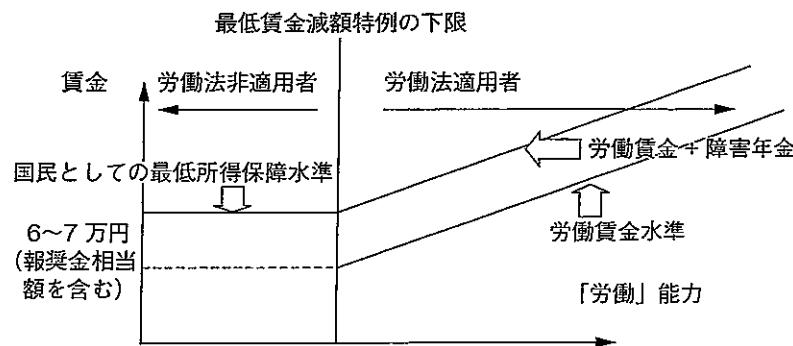
資料出所 本書各論文およびEADPD(2007) "An International Comparison of Methods of Financing Employment of Disadvantaged People" 等により筆者作成。

最低賃金減額特例の適用拡大後の所得保障

具体額の目安として、生活保護の18歳単身者基準（第1類+第2類+住宅扶助）を考えると、一番水準の高い東京都では、13万9000円である（無職・無収入）。最低限の所得保障の目安は全国一律に揃えたほうがいいと筆者は考えるので、結局、5万円前後の賃金原資を自前で確保することができる事業所に減額特例を適用することになる。松井亮輔氏は、減額特例で許容される限度額を全国最低賃金（加重平均737円）の50%（労働能力が50%低い）とすると、時間当たり工賃は368.5円となり、この障害者が仮に1日6時間、月20日間就労すると月当たり工賃は4万4220円となるという¹⁹が、ほぼ見合う水準であろう。年金受給権を有しない者（無年金障害者）には、現在「特別障害者給付金」（障害基礎年金2級相当に該当する者は、月額約4万円、1級相当に該当する者は月額約5万円）が支給されているが、その増額ないし基礎年金相当額の支給が望まれる（図2-8参照）。

「障害者の福祉的就労の現状と展望」
松井亮輔 岩田克彦 編著（中央法規 2011.11）

【図2-8】 最低賃金減額特例の適用拡大後の所得保障(概念図)



「障害者政策委員会」第1小委員会

(第3回H24.10.15) 文科省提出資料

共生社会の形成に向けた インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進 (報告) 概要

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、
中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

資料1

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育を受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

・ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

- 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- 乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- 現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」(仮称)については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができるなどを、すべての関係者の共通理解することが重要である。
- 就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である(就学に関するガイダンス)。
- 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」(仮称)に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

4. 特別支援教育の実施に係る条件整備等について

学級編制及び教職員配置(公立学校)

(1) 学級編制の標準

小・中学校	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"> 通常の学級：40人 (小学校1年生35人) 特別支援学級：8人 (特別の事情がある場合を除き、障害の種類ごとに編制。) 	<ul style="list-style-type: none"> 単一障害の児童生徒で編制する学級：6人 重複障害の児童生徒で編制する学級：3人 (特別の事情がある場合を除き、障害の種類ごとに編制。)

上記学級編制の標準に基づく学級数(特別支援学級も通常の学級と同じ扱いとなっている)に応じて教職員定数の標準を算定する。

また、特別支援学校については、以下のような加算を行う。

①教育相談担当教員：学校規模に応じて1～3人

②自立活動担当教員：障害種に応じて最低4人

学級規模に応じてさらに1～3人を加算

③寄宿舎指導員：寄宿舎を置く場合、最低12人

(2) 教職員の加配措置

児童生徒が通常の学級に在籍しつつ、週に1～8時間程度「通級による指導」が行われる場合への対応や、特別支援学校のセンター的機能(※)の充実のための加配措置が講じられている。

(※) 特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努めることとされている。

7. 副次的な籍について

東京都

(名称) 副籍

(定義)

- ・都立特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接交流（※1）や間接交流（※2）を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※1：小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等

※2：学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換、地域情報の提供等

(目的)

- ・乳幼児期及び卒業後は地域サービスを受けるなど居住地域とのつながりがあるが、学齢期でも地域とのつながりを維持・継続することが必要であり、そのための一策。
- ・両校在籍者の他、教員や保護者への障害理解や相互理解が深まる。

(対象)

- ・原則として都立特別支援学校小・中学部在籍者の希望する全員。
- ・直接交流は、
 - ①特別支援学校小・中学部在籍者のうち、校長、保護者、主治医等が協議し実施可能と判断し、
 - ②地域指定校と協議し校長の了解が得られ、
 - ③交流に関わる送迎や授業中の支援について保護者等の協力が可能な者

(教育課程上の位置付け)

- ・「個別の指導計画」に基づく。
- ・「特別活動」又は「各教科等を合わせた指導」への位置付け。

(付添い)

- ・直接交流は保護者の付添いが原則。

(実施率)

- ・平成19年度 29.4%（小・中学部）
- ・平成20年度 39.9%（小・中学部）
- ・平成21年度 38.0%（小・中学部）

埼玉県

(名称) 支援籍

(定義)

- ・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。

(目的)

- ・障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。
- ・障害のある子どもは、「社会で自立できる自信と力」を育む。特に特別支援学校に在籍する子どもは、地域との関係を深める。

(対象)

- ・特別支援学校在籍者に限らず、小・中学校在籍者で障害により特別な支援を要する者も可能。
- ・保護者の申し出を受け、校内で対象者を調整の上、先方の学校との間で支援籍実施校連絡会議（両校の校長・コーディネーターによる）等の打合せを経て、支援籍取得が決定される。

(教育課程上の位置付け)

- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき在籍校の教育的支援を補完。
- ・児童生徒のニーズに応じて「特別活動」「自立活動」「教科学習」等へ位置付け。

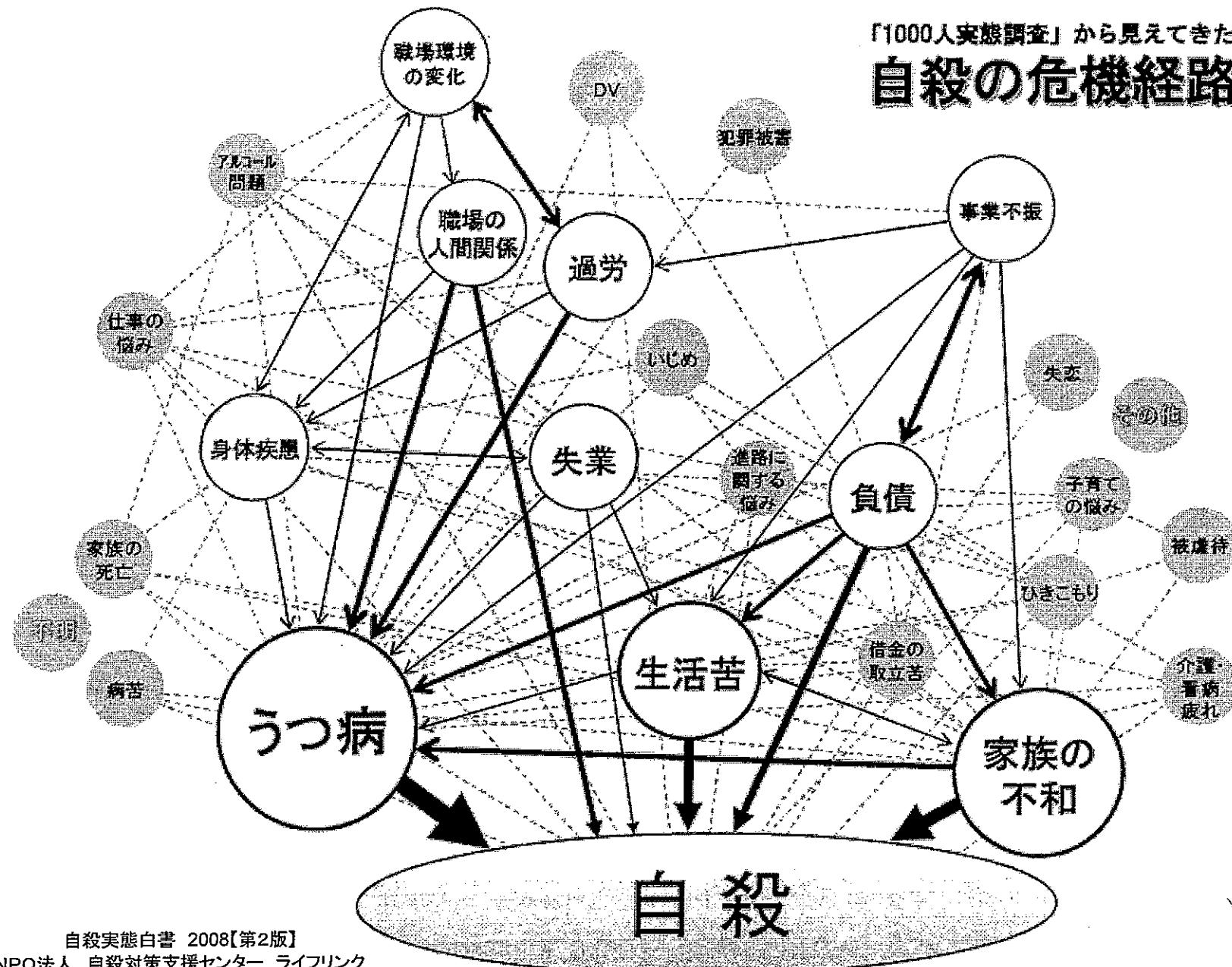
(付添い)

- ・支援籍學習に係る通学においても在籍校の学校管理下として取り扱う。付き添いが必要なケースが多いことから、安全上の配慮をしつつ、可能な限り福祉制度やボランティアの活用が図れるよう支援し保護者負担の軽減に配慮。

(実施率)

- ・小・中学部：13.7%（実施した市町村の割合：95.3%）
- ・一人当たり平均回数：3.21回【平成21年度】
- ・実施した特別支援学校の割合：96.7%

「1000人実態調査」から見えてきた
自殺の危機経路



自殺防止の「気持ちに寄り添う」とは

- ①無条件・無批判に「気持ち」を認めましょう
 - ×それは気にしそぎですよ
 - おつらそうですね
 - ～という気持ちが伝わってきますよ
- ②話をそらさないで「気持ち」を尋ねましょう
 - ×もっと明るい話をしましよう
 - そう思えてしまう気持ちをもう少し聞かせてください
- ③共感的理解を示し、「私の気持ち」を伝えましょう
 - ×もう少し頑張ってください
 - よく頑張ってきましたね
 - 私はあなたのことが心配です
 - ×死んではいけません
 - 死んでもほしくありません
- ④安易に励ましたりせず、一緒に考える姿勢を伝えましょう
 - ×きっと大丈夫です
 - ×そのうち良くなります
 - 一人じゃありませんよ、一緒に考えましょう

「私を救った一言」

- ♥ 「僕は明るい性格で、自殺とは全く関係のない人間だと思っていました。そんな僕も以前、人身事故を起こしたことや、仕事プライベートでうまくいかないことがいくつも重なり、自殺を考えたことがあります。そういう状態のときは自分で立ち直ることができません。偶然、実家の母親から電話があり、そのときの僕の声から様子がおかしいと感じたらしく、「おまえは一人じゃない。帰って来られる実家があるのだから、いつでも帰っておいで」と、その一言で立ち直ることができました」。
- ♥ 「長い間うつ病だった私は、食事も睡眠もとれなくて医療機関にかかりました。初めてうつ病と診断されたときの医師の言葉は「長い間つらかったね」。その一言に、あ～私はこんな言葉が聞きたかったのだと思い、長年背負っていた思い荷物を少し降ろすことができたような感じがしました。その言葉をきっかけに治療に向き合い8年が過ぎ、今は生きていて良かったと思えるようになりました」。
- ♥ 「小学校の担任の先生から「あなたが亡くなることで一人でも涙を流す人がいるのであれば、その人のためだけでもいいから、自分の命を捨てることをやめて欲しい」と言われました。この言葉を聞いて50年近くになりますが、生きる支えに何度もなりました」。
- ♥ 「3年前、妻がうつ病になりました。その頃、妻と一緒に行った旅先で出会った僧侶の一言です。「生活をしていて、1日に3つしなければならないことがあったとします。そのうちの1つでもできたら、今日は良かったですねと家族で喜び合うような一日をすごしなさい」。この一言を聞いて、私たちの生活は大きく変わりました。今では妻の病も癒え、社会復帰を果たしました」
- ♥ 「人に裏切られ、人が怖くなり、長い間閉じこもって生きてきました。ある日見たテレビドラマのセリフ、「人の信頼は死なない」という言葉が耳に飛び込んできました。強い味方を得たような気持ちになりました。おかげさまで今は独り立ちができ、人との交流を少しずつ始めています」。
- ♥ 「現在うつ病で通院中です。「あなたは私の大切な娘なの。絶対あなたを死なせない」と母に言われたことが、今も自分の生きる糧になっています」。
- ♥ 「過去と他人は変えられない。未来と自分は変えられる」
- ♥ 「うつ病になって8年目になります。カウンセリングのときに、先生から言われた「健康な人には健康な人の、病気の人には病気の役割があります。病気の人が、それをおして頑張ることは、病気の人の役割を果たしていないことになるんですよ」という言葉に勇気をもらっています」。
- ♥ 「高校3年の娘から、「父さん、これまで頑張ってきたんだから、少し休んでもバチはあたらないよ」と言われたことが支えになっています。」（「自殺者三万人を救え」 NHK出版 2011.2）

「新潟市福祉のまちづくり条例」制定を

点字ブロックなど未設置
足りない車いす用トイレ

県の「福祉のまちづくり条例」に沿ったパリアフリー整備に適合しない施設が増えていく。七割を超えていた適合割合は低下へ、二〇〇五年度は三割を割り込んだ。県外労働局の増んだ就業やビルへの複数の医院の開業など、想定外だった形態の施設が増えたのが要因。基準が表情と合わなくなったりとの指摘もあり、県は弾力的な運用の検討を始めている。

年度別収支率は九六、九七年度は九五を上回ったが、九八年度以降年々低下。三年度に五割を切り、〇五年度は二九・三%となりた。十年間の累計は、事前協議三千六百八十三件のうち適合二千一百六十六件、適合率五・八%。適合率低下について異障害福祉課は「当初はパリアフリーの概念が広まり、関心も高かった。私たとの周知不足も一因だが、現在の基準は理想に近づき、達成へのハーダードルが高」と説明する。同

单刀的运用

九十六年に制定された
病院、駅舎、飲食店な
ど特定多数の人が利用
する一定規模以上の施設
新築する事業者に、市

課に「五年度の不適合事例の原因を分析。その結果、点字ブロックや音響誘導など「視覚障害者利用者の未設置が54%と最も多かった」と付す。

県は現在、障害者団体や建築団体などによる会議で対応を検討。知的障害者の家族らでつくる「県手をつなぐ育成会」の土桐宣嗣理事長は、「ハ

「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」

(市の責務)

H16.3.26 改正H17.3.25

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障害者等をはじめだれもが安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
(市民の責務)

第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であるという認識の下に、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、相互に協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
 - 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
 - 4 市民は、高齢者、障害者等をはじめだれもが安全かつ円滑に利用できるよう整備された施設の機能の妨げとなる行為を行ってはならない。

第5章 福祉のまちづくり推進協議会

(推進協議会の設置等)

第30条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、さいたま市福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

- 2 推進協議会は、福祉のまちづくりの推進に関する基本事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 3 推進協議会は、委員30人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 事業者の代表者
 - (3) 関係団体の代表者
 - (4) 市民代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市職員

「新潟県福祉のまちづくり条例」 H8.3.29

条例は、①自治体の責務、②市民の責務、③推進体制、が不可欠だが新潟県条例には推進体制がない。このことが新聞報道のように「不適合 7割」になって表れている。新潟市は独自の効果的な条例づくりをしてほしい。

(県の責務)

第3条 県は、事業者及び県民の参加と協力の下に福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

2 県は、自ら所有し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、及び整備を進めるように努めるものとする。
(市町村の責務)

第4条 市町村は、福祉のまちづくりに関し、県の施策に協力するとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

2 市町村は、自ら所有し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、及び整備を進めるように努めるものとする。
(県民の責務)

第6条 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するように努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

「東京都福祉のまちづくり条例」

H7.3.16 改正H12.10.13 改正H21.3.31

(都の責務)

第3条 都は、事業者及び都民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、福祉のまちづくりに関する施策に、事業者及び都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都は、事業者及び都民の福祉のまちづくりに関する活動並びに区市町村の福祉のまちづくりに関する施策の実施に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進する上で果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力をを行うよう努めるものとする。

(都民の責務)

第5条 都民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 都民は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 都民は、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第6条 都は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、事業者、都民、国及び区市町村が相互に有機的な連携を図ることができるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 東京都福祉のまちづくり推進協議会

(東京都福祉のまちづくり推進協議会)

第28条 都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について知事の諮問に応じ調査審議させるため、その附属機関として、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 推進計画に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項
- 3 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、事業者、都民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する委員30人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 専門の事項を調査するため必要があるときは、協議会に専門員を置くことができる。
- 8 委員、臨時委員及び専門員は、非常勤とする。
- 9 協議会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 10 第4項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

子ども条例一覧 (計97)

2011年1月現在 子どもの権利条約総合研究所

■総合条例 (26)

制定自治体	制定年月 上段（公布日） 下段（施行日）	名称	担当部署または問い合わせ先
神奈川県川崎市	2000年12月21日 2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例	市民・こども局人権・男女共同参画室子どもの権利担当 電話：044-200-2344 FAX：044-200-3914 E-mail：25zinken@city.kawasaki.jp
北海道奈井江町	2002年3月26日 2002年4月1日	子どもの権利に関する条例	教育委員会生涯学習係 電話：0125-65-5381 FAX：0125-65-5383 E-mail：naie-kyouiku@nifty.com
岐阜県多治見市	2003年9月25日 2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例	人権推進室 電話：0572-22-1111（内線：1461、1462） FAX：0572-25-7233 E-mail：jinken@city.tajimi.gifu.jp
東京都目黒区	2005年12月1日 2005年12月1日	目黒区子ども条例	子ども政策課 電話：03-5722-9596 FAX：03-5722-9684
北海道芽室町	2006年3月6日 2006年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例	子育て支援課 電話：0155-62-9733 E-mail：kosodate@mumuro.net
三重県名張市	2006年3月16日 2007年1月1日	名張市子ども条例	子育て支援室 電話：0595-63-7594 E-mail：kosodate@city.nabari.mie.jp
富山県魚津市	2006年3月20日 2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例	教育義務課 電話：0765-23-1043 FAX：0765-23-1052 E-mail：education@city.uozu.lg.jp
岐阜県岐阜市	2006年3月27日 2006年4月1日	岐阜市子どもの権利に関する条例	市民参画部人権啓発センター 電話：058-265-4141（6371） E-mail：jinken@city.gifu.gifu.jp ※15条で「子どもの責務」を定めている。
東京都豊島区	2006年3月29日 2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例	子ども家庭部子ども課地域支援係 電話：03-3981-2187 FAX：03-5391-1400
福岡県志免町	2006年12月20日 2007年4月1日	志免町子どもの権利条例	子育て支援課 電話：092-935-1001 FAX：092-935-2697 E-mail：kosodate@town.shime.lg.jp
石川県白山市	2006年12月21日 2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例	生涯学習課 電話：076-274-9572 FAX：076-274-9004 E-mail：syogai@city.hakusanishi.kawaj.jp
富山県射水市	2007年6月20日 2007年6月20日	射水市子ども条例	子ども課少子化対策係 電話：0766-82-1965 FAX：0766-82-8269 E-mail：kodomo@city.imizul.g.jp ※2005年10月に合併により廃止された富山県小杉町子どもの権利に関する条例をうけて、制定。
愛知県豊田市	2007年10月9日 2007年10月9日	豊田市子ども条例	次世代育成課 電話：0565-34-6630 FAX：0565-34-6938 E-mail：jisedaikusei@city.toyota.aichi.jp
愛知県名古屋市	2008年3月27日 2008年4月1日	なごや子ども条例	子ども青少年局子ども未来部子ども未来課子ども未来係 電話：052-972-3081 FAX：052-972-4437 E-mail：a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

新潟県上越市	2008年3月28日 2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例	こども課 電話：025-526-5111（内線1639・1658） FAX：025-526-6116 E-mail：kodomo@city.joetsu.lg.jp
北海道札幌市	2008年11月7日 2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943 E-mail：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
福岡県筑前町	2008年12月15日 2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例	子ども課 電話：0946-24-8767
愛知県岩倉市	2008年12月18日 2009年4月1日	岩倉市子ども条例	児童家庭課 電話：0587-38-5810 ※第5章に「子どもの務め」を定めている。
東京都小金井市	2009年3月12日 2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例	子ども家庭部児童青少年課 電話：042-387-9847 FAX：042-383-6577 E-mail：s050699@koganei-shi.jp
宮城県石巻市	2009年3月26日 2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例	福祉部子育て支援課 電話：0225-95-1111（内線2512）
岩手県遠野市	2009年3月23日 2009年4月1日	遠野市わらすっこ条例	子育て支援センター子育て総合支援室 電話：0198-62-5111
愛知県日進市	2009年9月29日 2010年4月1日	日進市未来をつくる子ども条例	児童課 電話：0561-73-1049 FAX：0561-72-4554
福岡県筑紫野市	2010年3月30日 2011年4月1日	筑紫野市子ども条例	健康福祉部子育て支援課 電話：092-923-1111 FAX：092-921-8666
北海道幕別町	2010年4月1日 2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例	民生部子ども課 電話：0155-54-3811 FAX：0155-54-3839 kodomoka@town.makubetsu.lg.jp
愛知県幸田町	2010年12月23日 2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例	健康福祉部児童課 電話：0564-63-5116
※東京都日野市	2008年6月26日 2008年7月1日	日野市子ども条例	子ども部子育て課 電話：042-585-1111 E-mail：jidouf@city.hino.lg.jp ※青少年健全育成条例の内容を盛り込んだ条例。

■個別条例 (24)

	制定自治体	制定年月 上段（公布日） 下段（施行日）	名称	担当部署または問い合わせ先	内容種別
	東京都中野区	1997年3月26日 1997年3月26日	中野区教育行政における区民参加に関する条例	教育委員会事務局 電話：03-3389-1111	意見表明・参加
	埼玉県鶴ヶ島市	2000年3月23日 2000年4月1日	鶴ヶ島市教育審議会設置条例	教育委員会教育部教育起業課 電話：049-271-1111	意見表明・参加
意見 表明 ・ 参 加	長野県平谷村	2002年12月18日 2003年4月1日	平谷村は合併するかしないかの可否を住民投票に付するための条例	平谷村役場 電話：0265-48-2211 FAX：0265-48-2212 E-mail：himawari@villhirayana.nagano.jp	意見表明・参加（12歳以上（小学生を除く））
	北海道奈井江町	2003年9月22日 2003年9月22日	奈井江町合併問題に関する住民投票条例	奈井江町役場 電話：0125-65-2111（代表） FAX：0125-65-2809 E-mail：soumu@town.naie.lg.jp	意見表明・参加（第17条「子ども投票」小学校5年生以上）
	長野県岡谷市	2004年10月6日 2004年10月6日	岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例	企画政策部企画課 電話：0266-23-4811 FAX：0266-24-0689	意見表明・参加権（第2条（7）子ども会議の規定）

意見表明・参加	神奈川県大和市	2004年10月7日 2005年4月1日	大和市自治基本条例	政策部政策統務課総務調整担当 電話：046-260-5302 FAX：046-261-4592	意見表明・参加（第31条満16歳以上の者の住民投票請求等）
	神奈川県大和市	2007年3月15日 2007年10月1日	大和市市民参加推進条例	政策部政策統務課総務調整担当 電話：046-260-5302 FAX：046-261-4592	意見表明・参加 第5条5
	岩手県奥州市	2009年3月13日 2009年10月1日	奥州市自治基本条例	総合政策部まちづくり推進課 電話：0197-24-2111 FAX：0197-22-2533 E-mail：town@city.oshuiwate.jp	意見表明・参加 第8条2
	千葉県流山市	2009年3月30日 2009年4月1日	流山市自治基本条例	企画政策課 電話：04-7150-6064 FAX：04-7150-0111	意見表明・参加 第12条
権利救済	兵庫県川西市	1998年12月22日 1999年3月23日	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	市民生活部人権推進室子どもの人権オンブズパーソン事務局 電話：072-740-1235 FAX：072-740-1233	権利救済
	岐阜県岐南町	2001年3月19日	岐南町子どもの人権オンブズパーソン条例	生涯教育課 電話：058-247-1395 E-mail：syougai@town.ginan.lg.jp	権利救済
	神奈川県川崎市	2001年6月29日 2002年4月1日	川崎市人権オンブズパーソン条例	人権オンブズパーソン担当 電話：044-813-3113 FAX：044-813-3101 E-mail：75sioz1@city.kawasaki.jp	権利救済
	埼玉県	2002年3月29日 2002年11月1日	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例	福祉部子ども安全課児童権利擁護担当 電話：048-834-8755 FAX：048-822-4559 E-mail：a3340@pref.saitama.lg.jp	権利救済
学校灾害	埼玉県さいたま市	2001年5月1日 2001年5月1日	さいたま市学校災害教習給付金条例	教育委員会学校教育部健康教育課 電話：048-829-1678 FAX：048-829-1990 E-mail：kyoiku-kenko-kyoiku@city.saitama.lg.jp	
虐待防止	東京都武蔵野市	2003年12月18日 2004年2月1日	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例（略称・子育てSOS支援条例）	子ども家庭部子ども家庭課 電話：0422-60-1850 FAX：0422-51-9417 E-mail：sec-kodomo@city.musashino.lg.jp	虐待防止
	三重県	2004年3月23日 2004年4月1日	子どもを虐待から守る条例	健康福祉部子ども局こども家庭室児童福祉グループ 電話：059-224-2883 FAX：059-224-2270	虐待防止
	埼玉県行田市	2004年12月24日 2005年6月1日	行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待防止条例	健康福祉部福祉課トータルサポート推進担当 電話：048-556-1111（内線279） FAX：048-554-6701	虐待防止
	福岡県志免町	2005年9月28日 2005年9月28日	志免町児童虐待の防止等に関する条例	子育て支援課 電話：092-935-1001（内線382～384） FAX：092-935-2697	虐待防止
	東大阪市	2005年12月29日 2005年12月29日	東大阪市子どもを虐待から守る条例	健康福祉局福祉部こども家庭室子育て支援課 電話：06-4309-3194 FAX：06-4309-3817 E-mail：kosodate@city.higashiosaka.lg.jp	虐待防止

虐待防止	和歌山县	2008年7月4日 2008年8月1日	和歌山县子どもを虐待から守る条例	福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課 電話：073-441-2490 FAX：073-441-2491 E-mail：e0402001@pref.wakayama.lg.jp	虐待防止
	千葉県	2006年10月20日 2007年7月1日	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	健康福祉部障害福祉障害者計画推進室 電話：043-223-2935 FAX：043-222-4133	虐待・差別禁止
防犯・安全	奈良県	2005年7月1日 2005年7月1日	子どもを犯罪の被害から守る条例	こども家庭局こども家庭課 電話：0742-27-8605 奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話：0742-23-0110	防犯・安全
	東京都荒川区	2006年3月16日 2006年3月16日	荒川区児童見守り条例	総務企画課経営課 電話：03-3802-3111（内線：2211）	防犯・安全
	滋賀県長浜市	2006年9月25日 2006年9月25日	長浜市子どもを犯罪の被害から守る条例	企画部市民自治振興課 電話：0749-65-8711	防犯・安全

■施策推進の原則条例（47）

	制定自治体	制定年月日 上段（公布日） 下段（施行日）	名称	担当部署または問い合わせ先	内容種別
総合的な内容	大阪府箕面市	1999年9月30日 1999年10月1日	箕面市子ども条例	子ども部子ども政策課 電話：072-724-6931 FAX：072-721-9907	総合的な内容
	東京都世田谷区	2001年12月10日 2002年4月1日	世田谷区子ども条例	子ども家庭支援課 電話：03-5432-2253 FAX：03-5432-3016	総合的な内容
	岡山県新庄村	2002年3月12日 2002年4月1日	新庄村子ども条例	新庄村役場 総務企画課 電話：0867-56-2626 FAX：0867-56-2629	総合的な内容
	東京都調布市	2005年3月23日 2005年4月1日	調布市子ども条例	子ども生活部子育て支援課 電話：042-481-7093・7105 FAX：042-499-6101 E-mail：kosodate@w2.city.chofu.tokyo.jp	総合的な内容
	大阪府池田市	2005年3月31日 2005年4月1日	池田市子ども条例	子育て・保険部子育て支援課 電話：072-754-6525	総合的な内容
「子ども憲章」的內容	高知県	2004年8月6日 2004年8月6日	高知県こども条例	地域福祉部少年対策課 電話：088-823-9640 FAX：088-823-9658 E-mail：06501@ken.pref.kochi.lg.jp	「子ども憲章」的内容
子育て・子育ち支援	北海道	2004年10月19日 2004年10月19日	北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例	北海道保健福祉部子ども未来推進局少子化対策グループ 電話：011-204-5235 E-mail：hofuku.kodomoi@pref.hokkaido.lg.jp	子育て・子育ち支援
	山梨県山梨市	2005年7月1日 2005年7月1日	山梨県少子化社会対策推進条例	福祉事務所子育て支援担当 電話：0553-22-1111 内線 1151・1152 FAX：0553-23-2800	子育て・子育ち支援
	東京都日の出町	2005年12月5日 2006年4月1日	日の出町こども育成基本条例	子育て福祉課子育て支援係 電話：042（597）0511（内線 297～299）	子育て・子育ち支援・健全育成
	栃木県鹿沼市	2006年3月16日 2006年4月1日	鹿沼市子育てにやさしいまちづくり推進条例	保健福祉部こども支援課 電話：0289-63-2160	子育て・子育ち支援
	滋賀県	2006年3月30日 2006年4月1日	滋賀県子ども条例	健康福祉部子ども家庭課少子化対策推進室 電話：077-528-3557 FAX：077-528-4854	子育て・子育ち支援

子育て・子育ち支援	秋田県	2006年9月29日 2006年9月29日	秋田県子ども・子育て支援条例	健康福祉部 子育て支援課 電話：018-860-1342 FAX：018-860-3844 E-mail：kosodate@prefakita.lg.jp	子育て・子育ち支援 ※子どもの権利救済機関の設置を明記。
				福祉部子ども室子育て支援課企画グループ 電話：06-6944-6984 FAX：06-6944-3052	子育て・子育ち支援+健全育成
	大阪府	2007年3月16日 2007年4月1日	大阪府子ども条例	環境生活部少子化対策課 電話：058-272-8077 FAX：058-278-2880 E-mail：cl1167@pref.gifu.lg.jp	子育て・子育ち支援
	岐阜県	2007年3月20日 2007年3月20日	安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例	少子化対策室 子ども政策担当 電話：076-225-1447 076-225-1423 E-mail：e150300@pref.shikawal.lg.jp	子育て・子育ち支援 ※携帯電話の利用制限やインターネット規制等健全育成的な内容もあり
	石川県	2007年3月22日 2007年4月1日	いしかわ子ども総合条例	子ども未来部子ども室子ども政策課 電話：0797-77-2419 FAX：0797-77-2800	子育て・子育ち支援
	兵庫県宝塚市	2007年3月28日 2007年4月1日	宝塚市子ども条例	健康福祉部子育て支援課 電話：052-954-6625 E-mail：kosodate@pref.aichi.lg.jp	子育て・子育ち支援
	愛知県	2007年3月23日 2007年4月1日	愛知県少子化対策推進条例	町民課子育て支援室 電話：0585-37-5866 FAX：0585-37-5339 E-mail：choumin@e-hokuei.net	子育て・子育ち支援+健全育成
	鳥取県北栄町	2007年6月26日 2007年6月26日	北栄町子どもを健やかに育てるまちづくり条例	健康新福祉部こども未来課 電話：075-414-4581 FAX：075-414-4586 E-mail：jido@pref.kyoto.lg.jp	子育て・子育ち支援
	京都府	2007年7月10日 2007年7月10日	京都府子育て支援条例	子ども家庭課 電話：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696	子育て・子育ち支援
	千葉県流山市	2007年9月28日 2008年4月1日	流山市子育てにやさしいまちづくり条例	保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課 電話：045-210-4666 FAX：045-210-8857	子育て・子育ち支援
	神奈川県	2007年3月20日 2007年10月1日	神奈川県子ども・子育て支援推進条例	子育て・子育ち支援	
	山口県	2007年10月12日 2007年10月12日	子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	健康福祉部こども未来課 電話：083-933-2754 FAX：083-933-2759 E-mail：300@pref.yamaguchi.lg.jp	子育て・子育ち支援
	熊本県	2007年10月3日 2007年10月3日	熊本県子ども輝き条例	熊本県少子化対策課 電話：096-333-2225 FAX：096-383-1427 E-mail：sheibikataisaku@pref.kumamoto.lg.jp	子育て・子育ち支援
	大阪府大東市	2007年9月28日 2007年10月1日	大東市子ども基本条例	子ども未来部子ども政策課 電話：072-870-0435 FAX：072-872-2189	子育て・子育ち支援
	滋賀県東近江市	2007年12月21日 2008年4月1日	東近江市こども条例	健康福祉こども部こども家庭課 電話：0748-24-5643 FAX：0748-24-1052	子育て・子育ち支援
	福島県小野町	2007年3月22日 2007年3月22日	小野町こどもすこやか育成支援条例	市民福祉部子育て支援課 電話：0794-63-1645 FAX：0794-63-1990	子育て・子育ち支援

健全育成	京都府南丹市	2008年9月30日 2009年4月1日	南丹市子育て支援条例	福祉部子育て支援課 電話：0771-68-0017 E-mail：kosodate@city.nantan.kyoto.jp	子育て・子育ち支援
	群馬県 みなかみ町	2008年9月30日 2008年9月30日	みなかみ町子育て支援条例	子育て健康課 電話：0278-25-5009	子育て・子育ち支援
	長崎県	2008年10月14日 2008年10月14日	長崎県子育て条例	こども未来課企画広報班 電話：095-895-2683 FAX：095-895-2554	子育て・子育ち支援
	北海道滝川市	2009年3月24日 2009年4月1日	滝川市の未来を担うことの子育て・子育ち環境づくりに関する条例	保健福祉部子育て応援課 電話：0125-23-1234（代） FAX：0125-23-5775 E-mail：jidou@city.takikawa.hokkaido.jp	子育て・子育ち支援
	岡山県総社市	2009年9月9日 2009年11月15日	総社市子ども条例	こども課子育て支援係 電話：0866-92-8268 E-mail：kodomo@city.suja.okayama.jp	子育て・子育ち支援+子どもの権利に基づいている
	兵庫県尼崎市	2009年12月18日 2009年12月18日	尼崎市子どもの育ち支援条例	こども青少年局 こども青少年企画課 電話：06-6489-6341 FAX：06-6489-6373 E-mail：ama-kodomoseishounen@city.amagasaki.hyogo.jp	子育て・子育ち支援
	東京都中央区	1999年4月1日 1999年4月1日	中央区の教育環境に関する基本条例	教育委員会 電話：03-3543-0211	健全育成
	石川県金沢市	2001年12月19日 2002年1月1日	子どもの幸せと健やかな成長を図るために社会の役割に関する条例	教育委員会学校教育部教育総務課 電話：076-220-2431 FAX：076-260-7195	健全育成
	島根県出雲市	2002年4月1日 2002年4月1日	21世紀出雲市青少年ネットワーク条例	教育委員会教育部青少年育成課 電話：0853-21-6297 FAX：0853-21-6299 E-mail：seishounen@city.iizumo.shimane.jp	健全育成
	愛媛県松山市	2004年4月1日 2004年4月1日	松山市子ども育成条例	教育委員会事務局地域学習振興課 電話：089-948-6602 FAX：089-934-1746 E-mail：kyochiki@city.matsuyama.ehime.jp	健全育成
	三重県伊賀市	2005年3月14日 2005年4月1日	伊賀市子ども健全育成条例	伊賀市教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係 電話：0595-22-9579 E-mail：gakushuu@city.iga.lg.jp	健全育成
	岡山県浅口市	2006年3月21日 2006年3月21日	浅口市子ども育成条例	浅口市教育委員会生涯学習課 電話：0865-44-7001 FAX：0865-44-7602	健全育成
	秋田県秋田市	2006年3月24日 2006年5月5日	秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例	企画調整部子ども育成支援室 電話：018-866-2141 FAX：018-866-2405 E-mail：ro-chbs@city.akita.akita.jp	健全育成
	長崎県佐世保市	2006年6月29日 2006年6月29日	佐世保市子ども育成条例	子ども未来部子ども政策課 電話：0956-24-1111 FAX：0956-25-9673	健全育成
	岡山県岡山市	2006年12月27日 2007年4月1日	岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例	教育委員会事務局教育企画総務課 電話：086-803-1571 FAX：086-234-4141	健全育成
	佐賀県佐賀市	2007年9月25日 2008年4月1日	佐賀市未来を託す子どもを育むためのおとなとの役割に関する条例	教育委員会教育総務課教育政策係 電話：0952-40-7352 FAX：0952-40-7394 E-mail：kyoku@city.saga.lg.jp	健全育成
	大阪府堺市	2008年3月28日 2008年4月1日	堺市子ども青少年の育成に関する条例	教育委員会事務局教育企画総務課 電話：086-803-1571 FAX：086-234-4141	健全育成

(仮称)「障がいのある人もない人も、一人ひとりが大切にされ、いかされる新潟市づくり条例」に関する私見、 塚野正治 (平成25年度第1回障がい者施策審議会提出資料H25.6作成.)

1. 条例に「前文」を採用する。

条例の目的や意義と、障害者が社会に置かれた歴史などを記述する。

2. 条例の基本理念

「障害者基本法」と「障害者条約」の完全履行を目指すことを明記する。

3. 条例検討の観点

- ①「障害者の差別の禁止」より、市民が「差別に気付く条例」を目指す。
- ②「障害者特権条例」にならないよう点検する。
- ③検討の方法と手順を重視する。
- ④当事者参加型の条例づくりに努力する。
- ⑤検討への当事者参加は、障害者団体等の大組織代表だけでなく、小団体及び最多である自宅に閉じこもりがちの未組織障害者に視線を向ける意識が大切で、傍聴者の発言を歓迎する。
- ⑥条例の推進体制と効果の検証が大切で、制定した条例をどう活用するかの検討が最も重要。
- ⑦条文は国の法律が「障害者差別解消法」で「努力義務」であることからして条例も努力目標になることは仕方がないが、文言は「努めるものとする」でなく「努めなければならない」とできるだけ条文の義務語意を強める。
- ⑧「障害」や「差別」の定義にあまりこだわる必要はない。障害は「障害者政策委員会」の意見の「障害は障害者基本法」により、差別は「不均等対応」と「合理的対応の不提供」でよい。
- ⑨条文は解説を必要とするような難解な表現や用語を使用しない。(例「社会モデル」など)

4. 検討方法

- ①先行事例を参考にすることでいいと思うが、私は「北海道及びさいたま市条例」が優れていると思うで、どちらかの条例をベースにして追加又は削除して修正することがよいと思う。
- ②検討への市民参加者を団体個人を問わず募って、応募者全委員を検討会に参加させる。
- ③「差別事例収集」は新潟市だけが特殊の差別が存在するわけがないと思うので、事例は既存の資料を活用すれば十分で、独自資料収集に何か月も費やすことはない。
- ④検討期間は2年と思われるが委員の任期が1年では連続性がない。主な委員は再任すべきである。市は全国的に未調査の市内における「合理的配慮事例」を調査してほしい。
- ⑤2007年～2011年かけての「愛知県条例」の制定失敗事例も参考になる。

5. その他

- ①市長の条例制定に対して「前向きな表明」が望まれる。
- ②八王子市条例の「八王子市障害者の権利を考える会」代表の中西正司の私案と制定された条例の落差の大きさは、市民から理解される条例づくりの参考になる。
- ③新潟市以外で条例を検討している自治体は、長野県、愛知県、京都府、長崎県、鹿児島県、沖縄県、神戸市、がある。(既存：千葉県・北海道・岩手県・さいたま市・熊本県・八王子市)
- ④「世界人権宣言(1948)」「児童権利宣言(1959)」「障害者権利宣言(1975)」「児童権利条約」および「サマランカ声明(1994)」の精神を大事にする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理 由として、差別することその他の権 利利益を侵害する行為をしてはなら ない。	第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとなるないよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防 止に関する啓発及び知識の普及を図るた め、当該行為の防止を図るために必要と なる情報の収集、整理及び提供を行うも のとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供